

冬服について（生徒向け資料） 平成30年10月31日

11月1日（木）から、生徒の服装は冬服となります。制服に関わる（冬服）の確認です。_____は昨年度と変更があったところです。

冬服に関わること

- a 上着は、ブレザーとし、ネクタイを着用する。
- b 名札をつける。
- c 身分証明書を携帯する。
 - ①集会活動時（ 全校集会 学年集会 ）
 - ②儀式的行事（ 入学式 卒業式 始業式 終業式 修了式 ）
 - ③校長室入室時・登下校時・その他として、制服（冬服）が適切である活動時
 - ④授業中（保健体育、技術・家庭などを除く）

※授業中に、寒暖の調整のため、ブレザーを脱いで授業を受けることを認める。
（授業中に、セーターなどで授業を受けることを許容するということ）

※清掃時の服装については、清掃指導担当より連絡します。

- d ブレザーの下にセーター、カーディガンの着用を認めるが、**袖口や制服の下から必要以上に出ないように着用する。**（3年生の面接時の指導内容とも関わります）
- e セーター、カーディガンは、無地（ワンポイント、襟のライン可）で、派手でない色（**黒、紺、グレー、ベージュ、白**）のものとする。
- f ブレザーを脱いで、セーター、カーディガン、ワイシャツで生活することは可。（ネクタイの着用）
- g 女子でタイツの許可。
 - ①黒色 ②無地 ③50デニール以上 ④体育の授業で着用しない
- h ウインドブレーカーの許可。（登下校時のみ使用可）
 - ①自転車通学者は、自転車の運転に支障のない形状のもの。
 - ②フード付きも可。
 - ③教室のロッカーに入らないものは許可しない。
 - ④校舎内では着用しない。
 - ⑤色の指定はない。新しく購入する必要もない。
 - ⑥制服の中には着ないこと。

I 膝かけは可（柄の派手でないもの 使い方に注意）

防寒着は（すでに許可済み）は、セーター、カーディガン、マフラー（ネックウーマー）、手袋です。必ず記名等(自分のものがわかるように)してください。

生徒指導担当